



## 「ボラサポ・令和6年能登半島地震」第10回長期助成事業 応募要項

2024(令和6)年1月1日に発生した石川県能登地方を震源とする地震により、石川県内で最大震度7が観測され、極めて甚大な被害が発生しました。また、奥能登地域を中心に同年9月21日から降り続いた記録的な豪雨により河川の氾濫や土砂災害などによる二次的な被害がありました。発災から2年が経過しようとする被災地域では、現在も生活再建、仮設住宅での見守り、分断されたコミュニティの再構築、心身のケアなど被災された方々が安心して暮らせるための長期的な取り組みや、地域力を向上させる取り組みが求められています。

こうした状況を受け、中央共同募金会では「災害ボランティア・NPO活動サポート募金(ボラサポ・令和6年能登半島地震)」および常時寄付募集を行っている「常設ボラサポ」へのご寄付の一部を財源として、10回目の助成事業を実施いたします。

本助成事業では、第9回までの助成と異なり、被災地の地域住民や関係機関と被災地のこれから復興とともに考え、被災地の復興に向けて必要とされる長期的な(1年間)支援に取り組むNPO等の民間非営利団体を資金面から支援することを目的として実施します。

については、本助成事業は活動期間が1年の長期的な活動で、人件費の応募も可能とし、応募は、1団体につき1件のみとさせていただきます。

本助成事業では寄付者の方々から託された貴重な財源と思いを、活動するボランティアグループやNPO法人等につなぎ、柔軟に支援していくことを通じ、被災された方々を支えていきます。被災された方々を支える活動を行うボランティアグループやNPO法人等、皆さまからのご応募をお待ちしております。

2025(令和7)年12月10日  
社会福祉法人 中央共同募金会

## 1. 名称

「ボラサポ・令和6年度能登半島地震」第10回長期助成事業

## 2. 趣旨

本助成事業では、2024（令和6）年1月1日に発生した石川県能登地方を震源とする地震と同年9月21日からの豪雨により被災した地域や被災された方々が避難されている地域（以下「避難地域」という。）で、被災された方々を支援するボランティアグループやNPO法人等が、被災地の地域住民や関係機関と被災地のこれから復興とともに考え、被災地の復興に向けて必要な活動を行うことにより、住民の参加を高めることを目的として、助成を実施します。

## 3. 実施主体

- ・社会福祉法人 中央共同募金会

## 4. 助成総額・助成金額

- ・助成総額は「ボラサポ・令和6年能登半島地震」への寄付額等に応じて決定します。
- ・1団体あたりの助成上限額は600万円とします

## 5. 助成対象期間

- ・期間：2026年（令和8年）4月1日～2027（令和9年）年3月31日  
※被災地で、1年間、日常的かつ継続的に行う活動が対象となります（1年に満たない活動は対象外です）。

## 6. 助成対象活動

2024（令和6）年1月1日に発生した石川県能登地方を震源とする地震と同年9月21日からの豪雨により被災した地域や避難地域において、上記助成対象期間で1年間継続して、応募団体が行う以下の活動を対象とします。

被災地における将来的な課題を見据えて、災害を起因とした地域課題を地域住民とともに解決する事業、地域コミュニティの再構築、心のケアなど被災者や避難者が安心して暮らせる地域づくりを地域住民や地域の団体とともに行う復興支援活動。

### 【活動例】

- ・仮設住宅等での継続的な見守り支援や地域資源や専門機関と連携したケースマネジメントの実施。
- ・地元の団体や住民グループが主体となって、被災された方々の支援や地域の見守り活動を継続的に実施できるよう、活動基盤の強化や人材育成、情報共有の仕組みづくりを行う取り組み。
- ・被災された方々の生活上の困りごとや課題に対する相談窓口の設置や相談対

応を行う活動。

- ・地域住民とともに被災者や避難者等の居場所を定期的につくり、引きこもりや孤立を防止する取り組みならびに、必要に応じて専門機関や地域資源につなぐ活動。
- ・災害によって傷ついた子どもや若者が共通の体験を分かち合うピアサポートの実施

## 7. 助成対象団体

被災地及び避難地域を対象とした活動をしているボランティアグループ、住民自治組織、特定非営利活動法人、社会福祉法人、学校法人、公益法人、一般社団法人等の民間団体であって、次の要件にあてはまる非営利組織。

### 【活動要件】

- 2024（令和6）年1月1日に発生した能登半島地震ならびに2024（令和6）年9月21日からの大雨による被災地や避難地域において、被災された方々への支援活動の実績が1年以上あること。
- 被災地・避難地域に活動拠点を置き、2026（令和8）年4月1日から2027（令和9）年3月31日まで、1年間、日常的かつ継続的に活動すること。
- 地域コミュニティの再興や地域住民の主体的な活動を促進するなど、被災地の地域力を向上する取り組みであること。
- 地元の多様な機関（行政、社協、学校等）ならびに、地域住民や住民自治組織と連携した活動であること。

### 【団体要件】

- 団体の基本情報を開示することが可能であって、第三者から活動の実態が裏付けられること。
- 助成対象活動（事業）の実施体制が整っていること。
- その活動・事業から生じる利益を構成員に分配しない団体であること。
- 5名以上で構成されている団体であること。
- 親族のみで構成される団体ではないこと
- 役員が3名（代表、副代表、会計またはそれに相当する役割）以上であること。かつ、各役員について、役員とその役員の親族等である役員の合計数が、役員の総数の3分の1以下であること
- 本助成事業に応募することについて組織としての合意・決定が行なわれていること。
- 助成活動について、中央共同募金会ホームページ、SNSによる公開が可能であること。

■団体の目的や活動が、特定の政治・宗教を広げることを目的としていないこと、また市民社会の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力と関わりがないこと。

## 8. 助成対象経費

- 活動（事業）に要する経費ならびに人件費を対象とします。
- 審査の際、以下の項目にあたる経費であることが応募書から判断された場合は対象外とします。
  - ・公的支援制度となっている事業であり、公的な財源の充当が見込まれるもの
  - ・他の団体からの助成による財源の充当が見込まれるもの ただし経費の明確な区分が行われることを条件に、公的な補助や他の団体の助成を受けていても助成対象とする場合もあります。
  - ・当該経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から当該経費の必要性が読み取れないもの
  - ・費用の積算内訳が不明確であるもの
- その他助成対象外となる経費
  - ・ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険料は助成対象経費です）
  - ・団体および団体役員が所有する拠点、物、設備などの賃借料
  - ・団体役員が代表である企業等へ委託・発注したものの費用
  - ・団体の通常活動や、団体の維持・管理のみを目的とした経費
  - ・助成対象期間（2026（令和8）年 4月1日～2027（令和9）年 3月31日）外の活動に関する経費
  - ・活動の大部分を外部委託する場合の業務委託費
- 人件費を支出する場合は、応募団体との雇用契約ならびに雇用保険があることを原則とします。役員の場合は、役員報酬規定の提出が必要となります。また人件費や謝金を支出する場合は、人件費・謝金の算定基準を記載した団体の規程の写し、および人件費・謝金対象者の活動日・時間・活動内容がわかる日報を、完了報告時に提出いただきます。
- 助成決定した助成対象経費の費目以外の支出は認めません。応募時点で助成事業実施に 必要な費目を十分に検討のうえ、記載してください。

## 9. 応募方法

応募締切日までに、中央共同募金会のWEB応募フォーム「e 応募」（以下、「e 応募」という。）にアクセスし、必要事項を記入の上、必要書類をe応募にアップロードして送信してください。（メールや郵送による応募は受け付けません）

■応募締切日 **2026（令和8）年1月16日（金）23時59分必着**

■応募書のダウンロードおよびe応募へのアクセスは下記URLをご覧ください。

■e応募には事前の団体登録が必要です。はじめてe応募によって応募する団体は、以下のURLの「新規登録はこちら」より団体登録をしてください。団体登録には、下記の書類をアップロードしていただきます。必ず各書類データのファイル名を「A～B」で始まる名前にしてください。

団体登録・ログイン画面 <https://hanett.akaihane.or.jp/josei/login>

団体登録に必要な提出書類	
A	団体としての規約、会則、定款のいずれか
B	直近の役員名簿 <ul style="list-style-type: none"><li>役員の住所が記載されているもの</li><li>任意団体の場合は、代表・副代表・会計担当、構成メンバーの人数がわかる名簿 ※役員が5名未満の場合は、役員名簿に加え、団体が5名以上で構成されていることがわかる構成員のリストを応募画面の団体の構成員リストにアップロードしてください ※ただし社会福祉法人については住所が記載されていないものでも可とする</li></ul>

■団体登録後、応募画面にて以下の書類をe応募にアップロードして送信してください。必ず各書類データのファイル名を「C～J」で始まる名前にしてください。

応募に必要な提出書類	
C	応募書① (Word)
D	応募書② (Excel)
E	直近の事業報告書 (Word、Excel、PDF)
F	直近の決算資料 (活動計算書/損益計算書または収支計算書) (Word、Excel、PDF)
G	直近の事業計画書 (Word、Excel、PDF)
H	直近の収支予算書 (Word、Excel、PDF)
I	団体の構成員リスト (Word、Excel、PDF) <ul style="list-style-type: none"><li>役員が5名以上の場合は不要 (役員が5名未満の場合は、団体が5名以上で構成されていることがわかる構成員のリストをe応募上の団体の構成員リストにアップロードしてください)</li></ul>
J	助成金振込口座の通帳の2ページ目にある金融機関名、支店名、口座番号、口座名義がわかる部分の画像 (JPEG、PNG、GIF)

※C(応募書①)・D(応募書②)のPDFファイルによる応募は不可とします。

※e応募にアップロードできるファイルの容量は1ファイルあたり5MBまでです。

応募にあたっては下記の留意点を必ずお読みください。

**【留意点】**

**① 応募書・提出書類および応募書への記入について**

- ・活動の内容や必要性がわかるように記入してください。
- ・（活動時期、活動場所、活動回数、対象者、活動内容について詳しく記載してください。）
- ・経費については、使途がわかるように積算根拠の内訳を記入してください。（単価、個数などの積算根拠、旅費の場合は出発地、目的地などの内訳を詳細に記載してください。備品資材の場合は活動でどのように使用するのか、活動との関連性や必要性がわかるよう記載してください。）また、本助成により実施する活動における経費と、それ以外の経費がわかるように、分けて記入してください。
- ・すべての支出について、原則として団体名義の領収書を保管するとともに、団体の会計ルールに則って会計帳簿を作成・保管してください。活動報告・精算時には、支払いが1万円以上かかったものについては、領収書を提出していただきますが、場合によって1万円未満の領収書や帳簿の提出を依頼し、それに基づき返金を求めることがあります。
- ・応募受付後、応募内容についてお問合せをすることがあります。応募書類はコピーを取るなど必ず手元に写しをとっておいてください。
- ・応募書・提出書類に虚偽の記載・報告があった場合や、審査委員会で不適当と認められる内容があった場合には、助成決定の取り消しおよび助成金の返還を求めることがあります。
- ・応募書に協力・連携した団体や機関を記入する場合、担当者名及び連絡先（電話番号）の記入は必須です。なお記載にあたっては必ず該当者の承認を得てください。記載された担当者に連絡した際に、連携の事実が確認できない、連絡が取れない場合は助成できません。
- ・審査の結果、応募額から減額する場合があります。
- ・日本語で読めることを条件とします。

**②振込先の口座および領収書の宛名について**

- ・助成金を送金する口座は、団体として管理する「団体名の入った口座」をご用意ください。
- ・代表者等の個人口座、および応募団体と異なる団体の口座には送金できません。
- ・応募団体名、口座の団体名、領収書の宛名はすべて一致するようにしてください。
- ・高速代をE T Cで支払われた場合や携帯電話の使用料金など、一部どうしても法人名・団体名での領収書がとれないものについてのみ、例外を認めます。その場合、クレジットカードの明細のコピーなどの提出をお願いすることができます。

**③書類の提出及び問合せについて**

- ・事前相談については、なるべく受付時間内に電話でのお問い合わせをお願いします。メールでお問い合わせの場合も、日中に連絡が取れる電話番号とお名前、団体名を必ずご記入

ください。

- ・本会に来局されての相談はお受けしておりません。突然ご訪問いただきても対応いたしかねますのでご了承ください。また、応募にあたって、応募書の事前確認および応募内容の個別相談はお受けできませんことをご承知おきください。

## 10. 審査・決定

### (1) 審査にあたって重視する点

本助成は寄付者からのご寄付をもとに限られた財源を活用して助成を行うため、以下の①～⑧の点を審査の基準とします。

#### <審査の基準>

- ①応募書から具体的な活動内容や経費精算が読み取れる内容となっているか
- ②目標や問題意識が明確になっているか
- ③活動（事業）を実施するための手法が明確で適切か
- ④自団体のメンバーだけでなく、復旧や復興に向け地域住民や地域団体等、さまざまな人たちの参加と協力が得られた活動であるか
- ⑤当該被災地の行政や社会福祉協議会等、被災地の団体との連携や協働により活動が行われているか
- ⑥被災地で暮らす人たちの潜在的な力を引き出し、高めていこうとしているか
- ⑦被災地での新しい社会的事業・活動へと発展する可能性があるか
- ⑧「この先」を意識した活動であるか

※上記内容を総合的に判断し、審査を行い助成します。

### (2) 助成審査および決定

助成の可否・助成額は、本会が設置する審査委員会において、審査の基準にもとづく審査を行い、現地のニーズや状況をふまえ、助成総額なども勘案のうえ決定します。結果は2026（令和8）年3月下旬（予定）に本会ホームページにて公表後、正式には郵送にてお知らせします。

## 11. 助成決定後について

### (1) 助成金の送金

- ・原則、助成決定時に概算払いと助成事業終了時に精算払いの2回に分けて送金します。送金額は、助成決定額や活動期間、団体の応募履歴等を勘案し決定します。
- ・助成事業終了時の送金は、(3)により提出される完了報告、収支報告を精査のうえ、報告の受付件数の多寡にもよりますが、おおむね受付から1.5～3か月で送金いたします。

- 提出書類に不明瞭な点がある場合は、追加書類の提出や、書類修正をお願いする場合もあります。そのような場合は通常よりも時間がかかります。

## (2) 成果の発信

- 本助成は、多くの市民、企業から「災害ボランティア・NPO活動サポート募金（ボラサポ・令和6年能登半島地震）」と「常設ボラサポ」へお寄せいただいた寄付金を財源として行われるもので、本会は寄付者に助成事業の進捗状況や結果を随時報告することが求められます。
- そのため、助成決定後は、本助成による活動状況や成果をホームページ、SNS等により発信してください。また、助成事業に伴い作成する印刷物や看板、備品等には、本助成による事業であることを表示してください。

## (3) 完了報告、収支報告の提出

助成事業終了後1か月以内に完了報告、収支報告を提出してください。報告様式、及び証憑等の保管方法については別途ご案内します。

### 【留意点】

- 正当な理由なく報告の提出がない場合や、事務局からの連絡に対応いただけない場合、助成金の一部もしくは全額を返還いただくことがあります。
- 次の事項については、それぞれ中央共同募金会ホームページで公表します。なお、これらの事項について、公表への協力が得られない団体については、助成決定の取り消し及び助成金の返還を求めることがあります。また、協力が得られない状態で新たに助成をすることはできませんので、必ずご報告ください。
  - ①助成を受けた団体の団体名、助成金額、活動概要、活動の成果等
  - ②寄付者へのメッセージ
  - ③活動中の写真もしくは団体メンバーの写真（3枚まで）
- 助成決定事業に関して、インターネット・チラシ等での広報等の際は、可能な範囲で結構ですので、当助成の対象事業である旨の明記をお願いします。

## 12. 助成決定の取り消し

助成決定あるいは助成金の交付を受けていても、次の事項に該当する場合には、運営委員会または審査委員会で助成決定を取り消す、または助成金の返還を求めることがあります。さらに活動終了後に精算報告等が提出されず、当会からの返還請求に対して助成金が返還されない場合は、本会ホームページ等で団体情報を公表する場合があります。

- 助成事業を実施しない/実施する意思が認められない/事業の継続ができない場合
- 活動終了後の精算報告が提出されない/報告のホームページへの公表に協力が得られない場合

## 合

- 応募書、報告書等提出書類に虚偽の記載があった場合
- 助成金を目的以外/助成対象以外の活動に使用することや助成金を他団体へ分配することがあった場合
- 団体の合意なく、応募・活動を実施した/代表印・団体印を使用した場合（団体名義の不正使用）
- その他、運営委員会または審査委員会で不適当と認められる内容があった場合

## 13. 都道府県共同募金会への情報提供について

共同募金会では、各都道府県でも災害被災地支援に関する助成を実施しています。本助成に応募いただいた内容について、各都道府県共同募金会と共有させていただく場合があること、また各都道府県共同募金会から助成金等の連絡を受ける場合があることをご了承ください。

## 14. お問い合わせ先・提出先

社会福祉法人中央共同募金会 基金事業部（ボラサポ担当）

住 所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 5 階

電 話：03-3501-9112（ボラサポ専用ダイヤル）

※受付時間 9:30～12:00 13:00～17:30（土日祝祭日をのぞく）

E-mail：[support@c.akaihane.or.jp](mailto:support@c.akaihane.or.jp)

U R L：<https://akaihane.or.jp>